

今からでも障害年金大丈夫…?!

病歴・就労等申立書に何を書けばいいの? P1

あれ?
それって
障害基礎
年金の申請に
必要な書類?

うーん…

病歴・就労等申立書

うん…
病歴・就労等
申立書に太郎が
生まれたとき
から

現在までの20年分を
時系列で書いてきて
くださいって言われた
じゃない?

そうなの!
書けないまま
何日も経ってるよ

20年分か…
太郎が生まれてから
今まで
いろいろありすぎて
何を書けばいいか
分からないな

お医者さんから
診断書はもらってるし
診断書だけで
判断してくれる
んじゃないかな?

じゃあ申立書は
提出しなくて
いいかなあ…

ちょっと
待つてください!

必ず出さなければ
なりません
詳しくは2ページ目
で解説します!

病歴・就労等
申立書は
障害基礎年金
認定の上で
大切な書類です

特定社会保険労務士
嶋田 千栄子

監修



特定社会保険労務士
しまだ ちえこ
嶋田 千栄子 氏

メンタルヘルスマネジメント/アンガーマネジメントFT
東京都中野区出身。平成16年よりパークレー社会保険労務士事務所開業。
労務トラブルや社会保険手続き業務の他、障害年金請求代理業務に強みを持ち、
特別支援学校の保護者向け障害年金セミナーでの講演は大変好評。
【共著】『障害年金相談標準ハンドブック・請求代理の実務(H26 日本法令)』など

解説 病歴・就労等申立書は障害基礎年金認定の上で大切な書類です

病歴・就労等申立書は障害基礎年金認定の上で大切な書類です。
必ず出さなければなりません。



CHECK!!

障害基礎年金の審査に面談はなく、あくまでも書類審査です。障害の状態をしっかりと判断していただくためにも診断書だけでは伝えきれていないことも含め、障害が日常生活にどのように影響しているのか「病歴・就労等申立書」で伝えることが大事です。

時系列での記載をするときのポイント

- ① 障害基礎年金を申請する傷病に関する病歴を記載する。原則年月日まで記載だが、不明な場合は年月まででもよい。
- ② 病院が変更したら、次の枠に記載する。途中で受診していない時期があった場合はその期間も記載して、すべての枠の年月(日)が途切れなくつなげるように記載する。ただし、一定の期間について一括してまとめて記入するような簡略化も認められている。
- ③ 記載をまとめる場合でも、以下のような時期ごとに分けると記憶もたどりやすい。
保育園幼稚園/小学校前半/小学校後半/中学校/高校/高校卒業後から現在、そして各時期に受けていた療育機関や通級なども記載。普通学級か特別支援学級か、どうしてそうだったのか、特別な理由があれば記載しておくもよい。

お子様の障害特性が 影響して起こったエピソード

例えば・・・

- ・集団行動が苦手なため遠足にも親が同行しなければならなかった
- ・言語コミュニケーションが困難で遊びや生活のルールを言葉で説明されても理解できなかった
- ・対人交流はなく職場でもほとんど会話もないなど

日常生活の支援の内容

障害特性による影響をカバーするために
どんなことを支援しているかを記載

例えば・・・

- ・パニックにならないよう、こだわりの順番通りに登校や通勤までの支度をすべて親がセットしている
- ・何かあっても本人が言葉で説明できないので、作業所や就労先とは綿密に連絡を取り合っているなど

日常生活にどのくらい支援が必要なのかが、障害等級の判定に影響しますので、
病歴・就労等申立書でもしっかり伝えましょう。